

企画財政課

町内会館の整備を検討されている行政区の皆さんへ
地域活動拠点整備事業が拡充されます

町では、地域コミュニティ活動の活性化を図るため、町内会館などの整備に要する経費の一部を助成しています。4月から、助成内容が下記の下線部のように拡充されますので、引き続きご活用ください。

助成内容●

条 件	補助率	上限額
・新築(全部改築を含む)	<u>1 / 2</u>	<u>500万円</u>
・増築、一部改築修繕	1 / 3	100万円
・水洗化 ・バリアフリー化 ・防災環境整備	<u>2 / 3</u>	

※事業費10万円未満の場合は、助成対象となりません。

申し込み・問い合わせ●
町企画財政課 企画財政班
☎0187(84)4901

住民生活課

3月9日(日)午前8時30分～午後1時は
六郷出張所・仙南出張所での戸籍関係証明書の発行ができません

戸籍システムのメンテナンス作業のため、3月9日(日)午前8時30分～午後1時の間は、六郷出張所と仙南出張所での戸籍関係証明書の発行を停止します。上記期間中に戸籍関係証明書が必要な方は、お早めに交付を受けてください。戸籍関係証明書発行以外の出張所業務は通常どおり行います。

発行を停止する戸籍関係証明書

戸籍謄本、戸籍抄本、除籍謄本、除籍抄本、改製原戸籍謄本、改製原戸籍抄本、戸籍附票、身分証明書など

問い合わせ●町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903(内線1407)

3月20日(木)から
パスポートの訂正方法が変わります

旅券法の一部改正に伴い、氏名(姓名)や本籍地の都道府県名が変わった場合のパスポートの訂正方法が変更となります。これまであった記載事項を訂正する方法は廃止され、「記載事項変更旅券」という新たな方式のパスポートが導入されます。

3月20日(木)以降にパスポートの記載事項の訂正が必要になった方は、従来どおり新規のパスポート(10年または5年)を申請するか、記載事項変更旅券(元のパスポートと同じ有効期間満了日)を申請するかのいずれかを選択していただくことになります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

「記載事項変更旅券」とは

- ・有効パスポートをお持ちの方で、氏名(姓名)や本籍地の都道府県名が変わった場合に申請します。
- ・新しい旅券冊子を使用して作成するため、パスポート番号が変わります(元のパスポートは失効)。
- ・有効期間は元のパスポートの有効期間満了日となります。
- ・手数料は6,000円です。

旅券の種類		手数料
新規	10年有効(20歳以上)	16,000円(印紙14,000円+県証紙2,000円)
	5年有効(12歳以上)	11,000円(印紙 9,000円+県証紙2,000円)
	5年有効(12歳未満)	6,000円(印紙 4,000円+県証紙2,000円)
記載事項変更(平成26年3月20日以降導入開始)		6,000円(印紙 4,000円+県証紙2,000円)

問い合わせ●町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903(内線1405)
秋田県生活環境部 県民生活課 旅券班 ☎018(860)1112

住民生活課

チャイルドシートの購入費用を助成しています

チャイルドシートの着用を促進し、乗車中の乳幼児の安全を守るため、購入費用の一部を助成しています。

対象者 ● 6歳未満の乳幼児にチャイルドシートを購入する保護者で、その乳幼児と同居し同一生計である方。ただし、町民の方に限ります。

助成金額 ● 購入費用の2分の1以内（上限1万円）
※対象乳幼児1人につき1台限り

申請方法 ● チャイルドシートを購入後、右の書類を住民生活課に提出してください。

※申請書と請求書は住民生活課の窓口に備え付けているほか、町のホームページからもダウンロードできます。

提出書類

①チャイルドシート購入費補助金交付申請書
チャイルドシート本体の背面または側面にある型式番号（下図）を申請書の欄外に記入してください。

① ②
C-○○○○ または E○○○○○ などに表示

②領収書 ※レシートは不可
（購入者の氏名、商品名、日付が記載されたもの）

③品質保証書の写し ④補助金交付請求書

⑤通帳の写し

問い合わせ ● 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

税務課

所得税・町県民税

申告相談は3月17日(月)まで

平成25年分の所得税と町県民税の申告相談は、3月17日(月)までです。申告相談の日程や申告に必要なものは、広報美郷平成26年1月号14・15ページに掲載しています。忘れずに申告しましょう。

町税等の納め忘れはありませんか？

平成25年度の町税等の納め忘れがないかご確認ください。納め忘れがあった場合は、早急に納付してください。特別な事情により納付が困難なときは、未納のままにせず、お早めにご相談ください。

問い合わせ ● 町税務課 ☎0187(84)4902

教育総務課

平成26年度美郷町奨学生を募集します

経済的な理由により修学が困難な学生を援助するため、奨学金の貸し付けを行っています。

対象者

保護者が美郷町に居住し、経済的な理由で修学が困難な方
※他の奨学資金団体の貸与が決定した場合は、町の奨学金を受けることができません。

貸与額

大学・短大・2年以上の専門学校：月額4万円
高等学校：月額1万5千円

償還方法

卒業の月の1年後から10年以内（無利子）
※返還は原則として年賦または半年賦となります

受付期間 ● 4月1日(火)～5月15日(木)

提出書類 ●

①奨学生願書

（3月3日(月)から教育総務課窓口で配布します。また、町ホームページからもダウンロードできます。）

②平成25年の世帯全員の所得がわかるもの

町・県民税申告書や所得税確定申告書の写し（所得証明書ではありません。）

③本人および保証人の住民票

④入学先の在学証明書

⑤高校生は出身中学校の成績証明書、

大学・短大・専門学校生は出身高校の調査書

提出先 ● 町教育委員会教育総務課（役場庁舎2階）

貸与決定 ● 6月に採否を通知します。決定された方の奨学金は4月にさかのぼって貸与します。

問い合わせ ● 町教育委員会 教育総務課 教育総務班 ☎0187(84)4914